

いじめ防止等のための学校基本方針

令和 7 年 4 月改定

丹波市立進修小学校

令和7年度 いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立進修小学校

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止の基本的考え

「いじめは人として決して許されない行為である。」しかしながら、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る課題であることを認識し、未然防止を第一に「いじめを生まない土壌づくり」への取り組みを、学校と家庭・地域とが連携して進めなければならない。

いじめ問題への対応については、未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に向けて、児童や保護者との信頼関係を常日頃から培い、学校全体で組織的に取り組むものである。

(2) いじめの基本認識

いじめとは・・・

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

<いじめの態様>

- ・冷やかす・からかい・悪口・脅し
- ・仲間はずれ・集団による無視
- ・軽くぶつかられる
- ・遊ぶふりをして蹴られる、叩かれる
- ・殴られる・蹴られる・ぶつかられる
- ・金品をたかられる・盗まれる・隠される
- ・壊される
- ・恥ずかしいことや危険なこと、嫌なことをさせる
- ・インターネット、SNSによる誹謗中傷 等

文部科学省

「いじめ防止等のための基本的な方針」より

<いじめの基本認識>

- ・どの子どもにも、どの学校でも起こり得る。
- ・人権侵害であり、人として許されない。
- ・大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・嫌がらせ、いじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ・行為の様態により刑罰法規に抵触する。
- ・いじめを助長したり暗黙の了解を与えたりする傍観者から、仲裁者への転換を促すことが重要である。

H29.8改訂 兵庫県教育委員会

「いじめ対応マニュアル」改訂版より

2 学校の取組方針及び内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

① いじめ対応チームの設置

校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・該当担任団からなる「いじめ対応チーム」（生活指導委員会が兼ねる）を設置し、定期的な会議のほか必要に応じて委員会を開催する。場合によっては、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校いじめゼロ支

援チーム、教育相談室相談員など）を含める。

②「いじめ対応チーム」の役割

- ・生活指導や人権教育を基本としたいじめの未然防止の為の指導、環境づくり
- ・いじめ早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての対応
- ・いじめ事象の調査と早期発見、事案対処のための情報の収集と記録、共有
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ・「学校いじめ防止基本方針」における年間指導計画に基づくいじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

（丹波市いじめ防止基本方針）より）

(2)いじめの未然防止のために

いじめを防止するには、すべての児童にいじめは起こりうる可能性があるものとして、全員を対象に積極的に働きかけを行う。（発達指示的生徒指導）すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も有効な対策である。そのためには、「いじめを生まない土壌づくり」に学校全体で組織的に取り組む。また、未然防止の取組の状況を定期的に点検・検証し、計画的・体系的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

○「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

○児童一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。

（教職員の気づき、学団によるチームミーティングによる実態把握と情報共有）

○互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。

（児童との信頼関係の構築、教職員の協働体制の構築、自己肯定感や自己有用感の醸成、児童の自発的・自治的活動の支援など）

○一人一人を大切にしたい子どもが主体となる授業づくりを進める。

（協働的な学びと個別最適な学びを取り入れた授業）

○命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。

（人権教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の推進、人間関係を構築する能力の育成、ジェンダー平等教育など正しい理解の促進等）

○インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる（情報モラル教育等の充実）

○教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教師の指導力及び人権意識の向上を図る。

○指導方針やこれまでの取組の成果や課題等、保護者や地域へ働きかける。

○PDCAサイクルに基づき、定期的な点検・評価・見直しを行う。

(3) いじめの早期発見のために

いじめは大人の目につきにくい時間や場所に行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることが多い。いじめられている本人からの訴えがない場合は潜在化しやすく、早期発見が難しい。また、ネット上のいじめは周囲から見えにくく、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされるいじめも増加している。このように、いじめ、中でも「暴力を伴わないいじめ」は、早期発見が難しいが、さまざまなきめ細やかな取組を通して、認知能力を高め、早期発見が可能になるような体制を構築する必要がある。

- ① いじめの実態調査アンケート、個人面談などを通じて、定期的に児童の実態を把握するとともに、児童のいじめを許さない意識を高める。
- ② 児童、保護者、教職員等がいじめに関して相談・通報できる学校の窓口や組織について入学時や各学年の初めの時期に広く周知する。
- ③ 児童の休み時間の過ごし方、保健室の利用、授業に対する姿勢など学校生活の様子に目を配り、小さな変化に敏感に気づき見逃さないようにする。
- ④ 児童や保護者と教職員の間信頼関係を築き、相談しやすい環境を作り、児童やその保護者が示す危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っておく。
- ⑤ 複数の教職員による多面的・多角的な観察をしチームミーティングにより情報共有する。(チーム担任制・全職員による児童理解研修)

(4) いじめに対する措置のために

迅速で組織的な対応は、保護者からの信頼を得、解決に向けての手段を増やす。いじめを知らせた児童・被害児童の安全確保を最優先し、その保護者も含めて継続的な心身の適切な支援を行うとともに、加害児童及びその保護者への指導、助言を行う。学級・学校集団への働きかけも同時に行う。

- ① いじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合は、いじめ情報を「いじめ対応チーム」に報告し、情報を共有する義務がある。
- ② いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先しながら、その保護者も含め継続的な心身の支援を行う。
- ③ いじめた児童には、被害者の傷ついた気持ち等を認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者へもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して加害者の継続的な指導及び支援を行う。
- ④ いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にするとともに適切に指導する。その際、いじめの対応に係る記録を残し、報告すべき内容を明確にしておく。
- ⑤ インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。
- ⑥ いじめ解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間(3カ月程度)なく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。いじめが解消している状態に至ったあとも、日常的に注意深く観察する。
- ⑦ いじめに対する措置を行うに当たっては、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには細心の注意を払う。

(5) 重大事態への対処のために

重大事態に対処し、同種の事態発生防止のために、事実関係を明確にするための調査を学校と教育委員会の組織を活用し、速やかに行う。

重大事態とは・・

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いを認めたとき
(自殺を企図・重大な傷害・金品の重大な被害・精神性疾患の発症など)
- ・ 長期の欠席(年間 30 日以上又は一定期間連続した欠席)を余儀なくされている疑いを認めたとき
- ・ 児童・保護者からいじめられて重大事態に陥ったと申し立てがあったとき

- ・ 学校長は重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として扱われるべきと認める事案は警察へ相談・通報する。
- ・ 市教育委員会が重大事態かどうかを判断し、重大事態と判断した場合は市長に報告する。

対応方法

○学校が調査主体になる場合

- ・ いじめ対応チームを母体とした組織が調査する。
- ・ 調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係がない構成になっていることに留意する。

○市教育委員会が調査主体になる場合

- ・ 資料の提出など調査に協力する。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

いじめの予防、防止、解決には、学校だけでなく家庭や地域、教育委員会、関係機関との連携が不可欠である。そのために、日常の教育活動を通して情報交換を活発に行い、課題解決に向けて話し合い、互いの信頼関係を高めておくことが重要である。

- ・ 学校の情報の発信
(学校便り・学年通信・ホームページなど)
- ・ 日常の教育活動における双方向の意見交流
(オープンスクール・学校行事・PTA 行事・学級懇談会・学校運営協議会・地区懇談会 アンケートによる調査・情報収集と発信など)
- ・ 地域ネットワークづくり
(見守りボランティア・社会体育・子ども会・民生児童委員会・アフタースクールなど)

(7) 資料の保管

- ・ いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法(記名、無記名、持ち帰り等)に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- ・ 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わってから 5 年間、学校が保管する。
- ・ いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わってから 10 年間保管する。
- ・ 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

- 別添 1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
- 別添 2 いじめ防止年間指導計画
- 別添 3 いじめ重大事態発生時の対応の流れ